

四日市市吏員退隠料、退職給与金、遺族扶助料支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月24日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第20号

四日市市吏員退隠料、退職給与金、遺族扶助料支給条例の一部を改正する条例
四日市市吏員退隠料、退職給与金、遺族扶助料支給条例（大正13年7月5日許可）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
第12条 退隠料、退職給与金及び遺族扶助料ヲ受クルノ権利ハコレヲ譲渡シ又ハ担保ニ供スルコトヲ得ス (略)	第12条 退隠料、退職給与金及び遺族扶助料ヲ受クルノ権利ハコレヲ譲渡シ又ハ担保ニ供スルコトヲ得ス <u>但シ特別法ノ定ムル所ニヨリ国民金融公庫ニ担保ニ供スルハ此ノ限ニ在ラス</u> (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に担保に供されている退隠料、退職給与金及び遺族扶助料を受ける権利は、この条例の施行の日（次項において「施行日」という。）以後も、なお従前の例により担保に供することができる。

3 年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和2年法律第40号）附則第70条第1項及び第71条第1項に規定する申込みに係る退隠料、退職給与金及び遺族扶助料を受ける権利は、施行日以後も、なお従前の例により担保に供することができる。

(総務部人事課)